

能は

①生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備

②学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画

③関係機関との連携・協力及び事業の委託

④生涯学習のための指導者等の養成・研修

⑤地域の実情に応じ講座を主催するなどとなっています。

◇大学の生涯学習センター  
体系的・継続的な講座の実施や情報の提供、学習相談などのため、大学等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待されています。

◇生涯学習重点地域  
教育・スポーツ・文化施設等の整備状況には地域的な偏りがみられる。今後は、それぞれの地域特性を生かしつつ、地域の要請に基づき「生涯学習重点地域」を設定し、高度で、かつ多様な学習機会を提供していくことが考えられるとし、民間活動の利用が重要であるとしています。

◇民間教育事業の支援

民間教育事業者の自主性を尊重し、それぞれの自由な発展にゆだねることを基本とし、必要に応じて地域における学習需要の動向等に関する情報の交

換を行うなど、間接的な支援を行うことが望ましいとしています。

三、県の生涯教育推進体制について

1 生涯教育推進組織の整備

県民のだれもが「いつでも、どこでも」生涯にわたって学習のできる条件整備を全体的に推進するため、昭和六十年四月、副知事を本部長、教育長を副本部長とする「生涯教育推進本部」を設置しました。また、同年、生涯教育推進の核ともなる、民間人をも含めた「生涯教育推進会議」を設置し、県民の学習機会の整備を目指す生涯教育の推進を重点に、県民のだれもが参加できる学習機会の充実、生涯教育データバンクの整備、学習情報提供の充実など生涯教育推進体制の整備に努めています。  
(資料4参照)

2 生涯学習情報提供

(1) 生涯学習ガイドブックの発行  
県民が「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習活動を援助するため、資料提供として、施設や指導者、学習教材、学習グループ、学習事業等の情報を収集・整理し生涯学習基礎資料として「ガイドブック」を年次計画で発行しています。

資料4 (平成2年度) 福島県生涯教育推進事業体系図

